



平成28年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成28年1月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、世帯変更の届出、療養費の支給申請、高額療養費の支給申請、高額介護合算療養費の支給申請、限度額適用認定証の申請等の様式に個人番号欄が設けられます。

※平成27年1月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく

マイナンバーは皆さまの手続きを確実にかつ早期に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入して下さい。

変更前

国民健康保険療養費支給申請書

変更後

国民健康保険療養費支給申請書

個人番号	○○○○○○○○○○○○
------	--------------

通知カード

個人番号	○○○……○○○
生年月日	○年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

↑

※通知カードのほか、個人番号カードや住民票でも確認できます



番号制度とは？

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。

ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

徳島県医師国民健康保険組合

仮事務所〒770-0861 徳島市住吉四丁目11-10(平成28年3月まで)

電話 088-626-3061 FAX 088-626-3096

